

安全安心な貸切バスを実現するために

一般社団法人 沖縄県バス協会
沖縄総合事務局指定
一般貸切旅客自動車運送適正化実施機関

貸切バス適正化事業について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられました。

また、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化事業実施機関が巡回指導を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受けて、当バス協会は本県における一般貸切旅客自動車運送事業者への適正化実施機関となることを目指し、関係者の理解と協力を得ながら、平成29年6月26日付で沖縄総合事務局長より指定を受け、貸切バス適正化事業を行うこととなりました。

目 的

沖縄県内における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

事 業 内 容

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導。
2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動。
3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
5. 貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
6. その他法人の目的を達成するために必要な事業



沖バス協第 69 号
令和 8 年 3 月 17 日

内閣府沖縄総合事務局
局長 小八木 大成 殿

一般社団法人 沖縄県バス協会
会長 山城 克己



令和 8 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額
及び徴収方法の認可申請書

令和 8 年度の一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収
方法について、道路運送法第 43 条の 15 第 2 項及び同法施行規則第 34 条の
10 第 1 項の規定に基づいて下記関係書類を添えて申請いたします。

記

負担金の額及び徴収方法を記載した書面 (別紙 1)

請求書 (別紙 2)

負担金回収計画表 (別紙 3)

(参照) 一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に関する事項の諮問委員
会からの答申書 (写)

I. 令和 8 年度の負担金の額及び徴収方法について

1. 令和 8 年度の負担金の額

- ① 1 営業所あたり 1 カ年・・・・・・・・・・・・ @ 100, 400 円
- ② 1 両あたり 1 カ年・・・・・・・・・・・・ @ 5, 400 円

2. 負担金の算出根拠

一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関が徴収する負担金の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い利用者が減少し、事業者の疲弊状況を勘案し、令和 3 年 3 月一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可に際し、負担金の額を減額したことで、負担金の額の認可に付す条件として、「負担金の減額による減収分について、令和 4 年度以降に負担金により回収すること。」とする条件が付されたところである。

このため、令和 5 年度を回収計画の初年度とし、令和 10 年度までに回収していくため、令和 8 年度の負担金の額を 1 営業所あたり 1 カ年 100, 400 円、1 車両あたり 1 カ年 5, 400 円とします。

3. 令和 8 年度の負担金の徴収方法

① 負担金の請求

負担金の請求は令和 8 年 2 月 1 日現在の営業所数及び貸切バス登録車両数をもって、1 営業所あたり 1 カ年 100, 400 円、1 両あたり 1 カ年 5, 400 円とし、営業所数及び車両数を乗じ合計して 1 カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求します。

② 負担金の納付

負担金の納付額は、「上記 1. 令和 8 年度の負担金の額」により算出した 1 カ年分を一括納付していただきます。又は分割納付を希望する場合は 1 カ年分の負担金を四半期ごとに分割して納付していただくこととなります。

4. 負担金の精算方法

年度途中に事業の新規許可や事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の取り扱いは下表のとおりです。なお、精算により生じた10円以下の端数は10円単位に切り上げて算出します。

事業の新規許可	精算します(※1)
事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※2)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※3)
事業計画の変更 ・営業区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します(※4)
事業計画の変更(上記以外)	精算しません(※5)

- ※1 年度途中に新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。
- ※2 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算を要しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に未納分に係る負担金を請求するものとする。分割納付していた場合には譲受人に対し未納分に係る負担金を請求することとする。
- ※3 年度途中に事業の分割、合併、相続等の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算を要しません。
(但し、一括納付済みの事業者に限る。)
- ※4 年度途中に沖縄管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い沖縄管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合(沖縄の管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。)については、当該認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金

を請求します。

また、年度途中で沖縄管轄区域内の全ての営業所を廃止し、沖縄管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

- ※5 年度途中において、(※4)以外の事業計画の変更(同一区域内における営業所の新設及び廃止、事業用自動車の数の変更等)を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算は行いません。

5. 負担金の請求書及び納付期限

請求書及び納付期限については、別紙2のとおりです。

負担金の納付期限は、道路運送法第43条の15第7項に準じて納付通知を発する日から起算して10日以上を経過した日とし、最大で納付通知を発する日から1か月後を期限とします。

なお、一括納付の期限は、6月末日迄となります。又は分割納付の期限は、1・四期分が6月末日迄、2・四期分が9月末日迄、3・四期分が12月末日迄、4・四期分が2月末日迄となります。

6. 延滞金の取り扱い

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

9000015
那覇市久茂地1-2-28

令和8年4月〇日

〇〇バス(株) 御中

請求書 (令和8年度適正化事業負担金)

年間請求額 : 154,400円

内訳

	単価	数	負担金額
営業所割	100,400円	1ヶ所	100,400円
車両割	5,400円	10台	54,000円
合計			154,400円

納付期限 (一括払い) : 令和8年6月末日

分割払い

期	金額			納期
	営業所割	車両割	合計	
1期	25,400円	15,000円	40,400円	6月末日
2期	25,000円	13,000円	38,000円	9月末日
3期	25,000円	13,000円	38,000円	12月末日
4期	25,000円	13,000円	38,000円	2月末日
合計	100,400円	54,000円	154,400円	

- ※1 上記の一括払いまたは分割払いを選択できます。
 ※2 納付方法を選択のうえ、納付期限までに負担金を納付してください。
 ※3 支払い方法を添付の送信票にて6月末日までにご連絡下さい。
 ※4 振込手数料は振込人にてご負担くださいますようお願いいたします。

振込口座

銀行	沖縄銀行本店
番号	普通預金 2551654
名義	一般社団法人沖縄県バス協会
	イッパソジャダソホジソキワケンバスキョウカイ

備考

適正化事業負担金の請求につきましては、道路運送法第43条の15第2項の規定に基づき認可された適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法によるものです。

一般社団法人沖縄県バス協会 貸切バス適正化実施本部
 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番28号 よなみねビル3階
 電話 098(867)2316

負担金回収計画表

	令和3年度
営業所数	68
車両数	1019

	車両割	営業所割	収入額	減収額	備考
令和2年度	7,000	105,000	14,273,000		
令和3年度	5,000	100,000	11,895,000	2,378,000	

減収分の回収計画


年度	車両割	営業所割	収入額	増収額	備考
令和3年度	5,000	100,000	11,895,000	0	
令和4年度	5,000	100,000	11,675,000	0	
令和5年度	5,100	100,100	12,003,700	108,700	
令和6年度	5,200	100,200	12,112,400	217,400	
令和7年度	5,300	100,300	12,221,100	326,100	
令和8年度	5,400	100,400	12,329,800	434,800	
令和9年度	5,600	100,600	12,547,200	652,200	
令和10年度	5,600	100,600	12,547,200	652,200	
	増収額計			2,391,400	



令和8年3月12日

一般社団法人 沖縄県バス協会
貸切バス適正化事業実施本部
本部長 山城 克己 殿

一般貸切旅客自動車運送適正化事業

諮問委員会 委員長 神谷 大介 

一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に関する事項について（答申）

本委員会は、令和8年3月12日付け沖バス協第64号の諮問について審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 負担金の額及び徴収方法

令和3年3月に負担金の額の認可申請に際し、負担金の額を減額したことにより、「負担金の減額による減収分について、令和4年度以降に負担金により回収すること。」とする条件が付されたことにより、令和5年度から回収計画を立て、令和8年度の負担金の額は回収のための加算金額が400円と負担金回収計画表に則ったものであり、事業者の負担軽減を考慮されたものである。

また、その徴収方法についても、一括徴収と四半期毎の分割徴収とし、事業者の事業継続と負担金納付の確実性が図られたものであり、適当である。

2. その他必要と認める事項

(1) 令和8年度事業計画について

令和8年度の事業計画は、貸切バスの営業所69カ所に立ち入り巡回指導の他、事業経営者及び運行管理者等を対象に事業者講習会として、監督官庁である沖縄総合事務局による「貸切バスの輸送の安全確保について」、沖縄労働



局による「改善基準告示について」、独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所による「運転者の健康起因事故に関する取り組みについて」、適正化実施機関から「巡回指導の実施結果について」等は貸切バスの安全運行及び関係法令を理解するうえで、有用な情報を入手する機会であり、業界全体の安全意識の向上に寄与するものであり適切である。

また、貸切バスの輸送需要の回復時に懸念される自家用自動車による営業類似行為の防止を図るための啓発活動及び広報活動の取り組み並びに那覇市内における駐停車対策として、沖縄県や那覇市の協力を得、専用乗降場等が確保され違法駐・停車対策の活動は適当である。

(2) 令和8年度の資金計画及び収支予算について

事業活動収入は、前年度同様に①の営業所割負担金と②の車両割負担金となっている。

① 営業所割負担金 73 営業所 × @100,400 円 = 7,329,200 (円)

② 車両割負担金 1,029 両 × @5,400 円 = 5,556,600 (円)

① + ② 合計 12,885,800 (円)

令和8年度の事業活動収入が12,885,800円に対して、事業活動支出は13,904,760円で、収支差額は△1,018,960円となり、前期繰越金が5,764,775円であることから、負担金の納入時までの期間の運用資金として活用されることとなっており、新年度においても円滑な事業活動が実施されるものと思料される。

よって、資金計画は適当である。

・付帯意見

運営面においては、コロナ禍における負担金減額措置の影響が長期化しており、継続して繰越金を取り崩しての運営を余儀なくされている。現在、財政基盤の余力が限界に達しつつあることから、今後の安定的な機関運営のため、負担金額の見直しを含めた財政健全化に向けて早急に検討していただきたい。

以上

府運陸交第153号

認 可 書

一般社団法人沖縄県バス協会
会 長 山 城 克 己

令和8年3月17日付け沖バス協第69号で申請のあった令和8年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法の認可申請については、道路運送法第43条の15第2項の規定により、申請のとおり認可する。

令和8年3月27日

内閣府沖縄総合事務局長

小 八 木 大 成





沖バス協第 67 号
令和 8 年 3 月 17 日

内閣府沖縄総合事務局
局長 小八木 大成 殿

一般社団法人 沖縄県バス協会
会長 山城 克己



令和 8 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、
収支予算及び資金計画の認可申請書

令和 8 年度の一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算
及び資金計画について、道路運送法第 43 条の 14 第 1 項及び同法施行規則第
34 条の 9 第 1 項の規定に基づいて下記関係書類を添えて申請いたします。

記

令和 8 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画 (別紙 1)

令和 8 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る資金計画及び収支
予算 (別紙 2・別紙 3)

(参照) 一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に関する事項の諮問委員
会からの答申書 (写)

1. 令和8年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係わる事業計画

(1) 巡回指導の実施（沖縄総合事務局管内 69 営業所）

- ① 令和8年2月1日現在の沖縄総合事務局管内の貸切バス事業者の営業所を対象に巡回指導実施計画を立て、公正かつ適確に行うとともに、改善を必要とする事業者には指導を行ってまいります。
- ② 関係機関及び関係団体等との連携の下、営業類似行為の防止を図るための啓発及び啓発活動を行ってまいります。
- ③ 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、睡眠不足運転、速度超過、健康起因事故等を防止するため啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

巡回指導実施計画（令和8年2月1日現在の69営業所を対象）

実施月	実施日数	実施営業所数	実施区域	備考
4月	4	4カ所	本島4	
5月	5	5カ所	本島5	
6月	6	6カ所	本島6	
7月	8	8カ所	本島4・離島4	
8月	7	7カ所	本島4・離島3	
9月	5	5カ所	本島5	
10月	11	11カ所	本島5・離島6	
11月	7	7カ所	本島4・離島3	
12月	10	10カ所	本島4・離島6	
1月	5	5カ所	本島4・離島1	
2月	-	-	-	
3月	1	1カ所	本島1	
計	69日	69カ所	本島46・離島23	

(令和8年度：51事業者・69営業所)

- ※1 巡回指導については、沖縄総合事務局との調整または天候等の影響により変更が生じることがあります。
- ※2 巡回指導は、(独)自動車事故対策機構沖縄支所の職員を含め2名～3名体制で行ってまいります。
- ※3 令和8年2月1日時点を原則とし、貸切バス事業者安全性評価制度による三ツ星以上の評価認定を受けている事業者で令和6年度及び7年度のいずれにも巡回指導を実施した営業所であって、かつ、その2回の巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所又は令和7年度の巡回指導において、優良営業所として除外した営業所については、巡回指導の実施対象から除外することとします。ただし、令和6年度及び7年度が優良営業所で巡回指導の実施対象から除外されていた営業所は、令和8年度の巡回指導の対象とします。
- また、巡回指導を実施した結果、アからエのいずれかに該当する営業所については、指摘事項の改善報告があった日から、原則3か月後に再度の巡回指導を実施することとします。

ア 評価結果の分類が「C」以下となった営業所

イ 「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所

ウ 「点呼の実施及び記録、保存」の項目の判定が点呼の状況を録音及び録画を記録又は保存していなかったことにより「否」だった営業所

エ 「点呼の際のアルコール検知器の使用」の項目の判定が当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して記録又は保存していなかったことにより「否」だった営業所

再度の巡回指導においては、巡回指導(点検)項目(45項目)のうち、重点項目及び前回指摘事項について確認を行い、実施方法は、訪問方式、非対面の方法及び協会の事務所内での対面による方法等のいずれかの方法で実施することについては、沖縄総合事務局と適正化機関が毎月開催している定例会議において、指摘事項を踏まえて決定することとします。

なお、年度を跨いで再度の巡回指導を実施した場合、翌年度の巡回指導は別途行うこととします。

令和8年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る資金計画及び収支予算

3) 資金計画

(3) 負担金収入

③ 営業所割 @100,400 (円) × 73 (営業所) =7,329,200 (円)

④ 車両割 @ 5,400 (円) × 1,029 (両) =5,556,600 (円)

計 12,885,800 (円)

(4) 前年度繰越金

① 一般正味財産期首残高 5,764,775 (円)

資金計画 (計) (1) 12,885,800 (円) + (2) 5,764,775 (円) =18,650,575 (円)

4) 収支予算・・・詳細については、別紙3参照

令和8年度一般正味財産期末残高 4,745,815 (円)

(運用資金) 18,650,575 (円) - (必要経費) 13,904,760 (円) =4,745,815 (円)


科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備考
I 事業活動収支の部														
1. 事業活動収入														
(1) 経常収益														
関係団体負担金営業所割収入			1,832,300			1,832,300			1,832,300		1,832,300		7,329,200	負担金収入は基本は一括払い。ただし分割払いも認める。
関係団体負担金車両割収入			1,389,150			1,389,150			1,389,150		1,389,150		5,556,600	
受取負担金計	0	0	3,221,450	0	0	3,221,450	0	0	3,221,450	0	3,221,450	0	12,885,800	
雑収益														
受取利息														
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業活動収入計	0	0	3,221,450	0	0	3,221,450	0	0	3,221,450	0	3,221,450	0	12,885,800	
2. 事業活動支出														
(1) 事業費支出														
調査指導費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	840,000	調査指導費：調査指導のための旅費交通費等
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55,000	55,000	
事業費支出計	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	125,000	895,000	
(2) 管理費支出														
職員給与等	610,000	610,000	1,647,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	1,647,000	610,000	610,000	610,000	9,394,000	職員給与 首席1名、事務員1名 福利厚生費：健康診断2名
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168,000	168,000	
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	0	60,000	
法定福利費	0	47,000	47,000	250,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	150,000	47,000	94,000	870,000	
委員会費	0	0	0	50,000	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	150,000	
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,000	0	0	7,000	
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140,000	0	0	140,000	
委員会謝金	0	0	0	80,000	0	0	0	0	0	0	80,000	0	160,000	
通信運搬費	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	168,000	
消耗什器備品費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000	
消耗品費	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	50,000	
印刷製本費	15,000	15,000	30,000	30,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	30,000	20,000	230,000	
車両維持費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	240,000	
光熱水料費	15,000	15,000	25,000	25,000	25,000	25,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	220,000	
賃借料	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	56,150	673,800	
新聞購読料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
図書費	0	20,000	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000	0	0	60,000	
車両リース料	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	25,080	300,960	
財務指導費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	0	22,000	
雑費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	36,000	
管理費支出計	769,230	834,230	1,876,230	1,172,230	824,230	824,230	814,230	834,230	1,851,230	1,134,230	1,041,230	1,034,230	13,009,760	
事業活動支出計	839,230	904,230	1,946,230	1,242,230	894,230	894,230	884,230	904,230	1,921,230	1,204,230	1,111,230	1,159,230	13,904,760	
事業活動収支差額	-839,230	-904,230	1,275,220	-1,242,230	-894,230	2,327,220	-884,230	-904,230	1,300,220	-1,204,230	2,110,220	-1,159,230	-1,018,960	
3. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
経常外収益計														
(2) 経常外費用														
支払利息														
経常外費用計														
当期経常外増減額														
当期一般正味財産増減額														
一般正味財産期首残高	5,764,775												5,764,775	
一般正味財産期末残高												4,745,815	4,745,815	
II 投資活動収支の部														
(1) 投資活動収入														
借入収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 投資活動支出														
借入返済支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
投資活動増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
III 負担金調整費支出														
(1) 負担金調整費														
負担金調整費支出増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
IV 当期収支差額	-839,230	-904,230	1,275,220	-1,242,230	-894,230	2,327,220	-884,230	-904,230	1,300,220	-1,204,230	2,110,220	-1,159,230	-1,018,960	
前月繰越収支差額	5,764,775	4,925,545	4,021,315	5,296,535	4,054,305	3,160,075	5,487,295	4,603,065	3,698,835	4,999,055	3,794,825	5,905,045	5,764,775	
次月繰越収支差額	4,925,545	4,021,315	5,296,535	4,054,305	3,160,075	5,487,295	4,603,065	3,698,835	4,999,055	3,794,825	5,905,045	4,745,815	4,745,815	



令和8年3月12日

一般社団法人 沖縄県バス協会
貸切バス適正化事業実施本部
本部長 山城 克己 殿

一般貸切旅客自動車運送適正化事業

諮問委員会 委員長 神谷 大介 

一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に関する事項について（答申）

本委員会は、令和8年3月12日付け沖バス協第64号の諮問について審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 負担金の額及び徴収方法

令和3年3月に負担金の額の認可申請に際し、負担金の額を減額したことにより、「負担金の減額による減収分について、令和4年度以降に負担金により回収すること。」とする条件が付されたことにより、令和5年度から回収計画を立て、令和8年度の負担金の額は回収のための加算金額が400円と負担金回収計画表に則ったものであり、事業者の負担軽減を考慮されたものである。

また、その徴収方法についても、一括徴収と四半期毎の分割徴収とし、事業者の事業継続と負担金納付の確実性が図られたものであり、適当である。

2. その他必要と認める事項

(1) 令和8年度事業計画について

令和8年度の事業計画は、貸切バスの営業所69カ所に立ち入り巡回指導の他、事業経営者及び運行管理者等を対象に事業者講習会として、監督官庁である沖縄総合事務局による「貸切バスの輸送の安全確保について」、沖縄労働



局による「改善基準告示について」、独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所による「運転者の健康起因事故に関する取り組みについて」、適正化実施機関から「巡回指導の実施結果について」等は貸切バスの安全運行及び関係法令を理解するうえで、有用な情報を入手する機会であり、業界全体の安全意識の向上に寄与するものであり適切である。

また、貸切バスの輸送需要の回復時に懸念される自家用自動車による営業類似行為の防止を図るための啓発活動及び広報活動の取り組み並びに那覇市内における駐停車対策として、沖縄県や那覇市の協力を得、専用乗降場等が確保され違法駐・停車対策の活動は適当である。

(2) 令和8年度の資金計画及び収支予算について

事業活動収入は、前年度同様に①の営業所割負担金と②の車両割負担金となっている。

① 営業所割負担金 73 営業所 × @100,400 円 = 7,329,200 (円)

② 車両割負担金 1,029 両 × @5,400 円 = 5,556,600 (円)

① + ② 合計 12,885,800 (円)

令和8年度の事業活動収入が12,885,800円に対して、事業活動支出は13,904,760円で、収支差額は△1,018,960円となり、前期繰越金が5,764,775円であることから、負担金の納入時までの期間の運用資金として活用されることとなっており、新年度においても円滑な事業活動が実施されるものと思料される。

よって、資金計画は適当である。

・付帯意見

運営面においては、コロナ禍における負担金減額措置の影響が長期化しており、継続して繰越金を取り崩しての運営を余儀なくされている。現在、財政基盤の余力が限界に達しつつあることから、今後の安定的な機関運営のため、負担金額の見直しを含めた財政健全化に向けて早急に検討していただきたい。

以上

府運陸交第151号

認 可 書

一般社団法人沖縄県バス協会
会 長 山 城 克 己

令和8年3月17日付け沖バス協第67号で申請のあった令和8年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可申請については、道路運送法第43条の14第1項の規定により、申請のとおり認可する。

令和8年3月27日

内閣府沖縄総合事務局長
小 八 木 大 成

